

鈴鹿市告示第179号

鈴鹿市観光自動車駐車場条例（昭和36年鈴鹿市条例第10号）第12条第1項の規定に基づき、鈴鹿市観光自動車駐車場を次のとおり休止するので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年8月30日

鈴鹿市長 末松 則子

1 休止する駐車場の名称

- (1) 鈴鹿市鼓ヶ浦駐車場
- (2) 鈴鹿市千代崎駐車場

2 休止期間

令和6年9月2日（月）から令和7年7月上旬まで